

各行政機関への周知文（全国版）

1 制度概要

国は、障害者、高齢者等の安全・安心な生活の実現を図るため、ユニバーサル社会実現推進法※1に基づき、様々な施策を推進しており、パーキング・パーミット制度※2の普及促進もこれらの施策の一つとして位置付けられている。

パーキング・パーミット制度は、現時点において全国で42府県、東北では青森県を除く5県で導入されている。

令和4年7月1日現在、東北5県の協力施設は合計3,682施設（うち国の庁舎42施設※3）で、ステッカー・ポスターの掲示、チラシの設置等により制度の周知啓発に協力している。

また、令和3年4月1日施行の改正バリアフリー法※4により、高齢者、障害者等が車椅子使用者用駐車施設等のバリアフリー施設を円滑に利用するために必要となる配慮をするよう努める旨が、国、施設設置管理者等の責務に追加された。

※1 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年法律第100号）

※2 施設管理者の協力（協力施設）のもと、当該施設の車椅子使用者用駐車施設等について、条件に該当する利用対象者が共通に使用できる利用証を交付する制度

国土交通省の「高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進」に係る取組

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000014.html)

※3 東北5県における国の庁舎の登録施設数は、令和5年10月1日現在で189施設（登録予定の72施設を含む）。

※4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）。法改正に伴う「車椅子使用者用駐車施設等の利用マナー啓発キャンペーン」には、パーキング・パーミット制度の周知啓発も含まれている
(https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000276.html)

2 パーキング・パーミット制度を運用する自治体の意見

東北でパーキング・パーミット制度が導入されている5県から、意見を聴取した結果（要約）は次のとおり。

- 車椅子使用者用駐車施設の不適正利用の防止に関しては、ハード対策には限界があるほか、罰則の制定等が難しいことから、市町村、施設管理者（協力施設）等の協力を得ながら、パーキング・パーミット制度の適正な運用と周知啓発に取り組んでいる。
- 不特定多数の利用が見込まれる車椅子使用者用駐車施設等が設置されている施設は、協力施設に登録し制度の周知啓発に協力してほしい。
- 制度を担当する人員が限られていることや予算上の制約もあって、制度の周知啓発、協力施設の募集に苦慮しており、国の施設等に協力していただければ、制度の更なる普及促進の良い機会となるものと考えられ大変ありがたい。

3 検討に当たっての参考事項（府県により取扱いが異なる場合あり。）**○ 協力施設の要件**

車椅子使用者用駐車施設等※が設置されている施設

※ 「車椅子使用者用」は、通常、幅3.5m以上。

幅3.5m未満の妊婦、高齢者等用の区画も設置するダブルスペースを取り入れており、ダブルスペースの設置を要件とする府県もあり。

○ 協力施設における対応の例

- ・ 対象区画であることを示す案内標示※の掲示
※ 府県から提供されるステッカーを、対象区画の柱・壁、看板・スタンドプレート、三角コーン等に貼り付ける（掲示）など。
なお、場所に制限がある場合は、可能な範囲で見やすい場所に掲示する。
- ・ ポスターの掲示、チラシの設置等による制度の周知啓発
- ・ 利用証の掲示がない状態で対象区画を利用している車両を発見した場合に、制度周知チラシを配布するなどの適正利用の案内（警備員や指導員などの要員配置までお願いしている府県はない。）

○ 費用等の負担

対象となる車椅子使用者用駐車施設等が既に設置されている場合、ステッカー、ポスター等は、各府県から送付されるので、ほとんど生じない（チラシ印刷費用は協力施設負担の場合あり）。

なお、ステッカーを貼り付ける柱・壁、看板・スタンドプレート、三角コーン等がない場合は、三角コーン等の購入費用が生じる場合あり。あわせて、対象区画の路面塗装についても推奨している（費用は各施設で負担）府県もあり。

ちなみに、協力施設になっている国の行政機関の一部に確認した結果、人的・金銭的に大きな負担が生じたことはないとしている。

参考：「パーキング・パーミット制度事例集～障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組～」(平成 31 年 3 月国土交通省総合政策局安心生活政策課) (<https://www.mlit.go.jp/common/001285172.pdf>) の 9 ページで「床面を青色に塗装した事例」が紹介されている。

○ 協力施設の登録手続

通常、各府県ホームページの制度案内・協力施設の募集等に係る URL に掲載されている登録届出書等により手続できる（資料 3、4 参照）。

事務手続を効率的に進めるため、府県単位での登録（同一府県内で複数の施設を登録する場合、同一の登録届出書等による一括登録）を希望している。

ステッカー等の送付先について、「代表施設への送付」の選択欄が設けられている県もあるなど、「代表施設への送付」の方がありがたいとしている。

○ 警備員が配置されている場合

協力施設に登録していただきたい。

制度の周知啓発が課題である。協力施設におけるステッカー、ポスター、チラシ等による制度の周知啓発により、不適正利用の防止が期待できる。

(別添資料)

資料 1 各県の独自のアンケート結果等

資料 2 各県のパーキング・パーミット制度の導入状況・協力施設数

資料 3 各県ホームページにおける制度案内・協力施設の募集等及び担当・電話番号等

資料 4 協力内容に係る掲載

(注) 新潟県、富山県及び石川県については、パーキング・パーミット制度を導入しているが、令和 6 年能登半島地震による被害を考慮して、今回、当局から 3 県に対する照会は実施していない。

各県の独自のアンケート結果等

「令和 5 年度 第 3 回希望郷いわてモニターアンケートひとにやさしいまちづくりに関する意識調査結果（令和 5 年 10 月 岩手県保健福祉部地域福祉課）」

問い	調査結果
問 15 公共的施設には、車椅子を使用される方や様々な状況で歩行が困難な方向けに「車椅子駐車区画」が設けられています。最近の車椅子駐車区画の一般的な利用状況について、どのように感じていますか。	「歩行困難者以外の方が多く利用（支障あり）」と回答した割合は、「歩行困難者とそのほかの方も利用」と回答した割合と合わせて、4 割以上の方が、歩行困難者以外の方の利用があるとしている。
問 16 車椅子駐車区画を車椅子使用者や高齢者、障がい者、妊婦等歩行困難な方が支障なく利用できるようにするには、どのようにしたら良いと思いますか。	令和 4 年度に引き続き、利用証制度等の普及啓発と、車椅子駐車区画利用対象者の説明看板の設置を求める声が多い。

（注）詳細は、次の URL で確認できる。

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/545/5houkoku.pdf

また、福島県が、制度を導入してから約 3 年後に実施した調査においても同様な結果となっている。

「平成 24 年度おもいやり駐車場利用実態調査結果（福島県）」

区 分	該当数・割合（台、％）	
利用対象外（不適正利用）	86（44.8）	
利用対象	利用証あり	88（45.8）
	利用証なし	18（9.4）

（注）詳細は、次の URL で確認できる。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/44665.pdf>

「平成 24 年度おもいやり駐車場利用制度に関する協力施設管理者アンケート調査結果（福島県）」
及び「平成 24 年度おもいやり駐車場利用制度に関する利用者アンケート調査結果（福島県）」

区分	課題（県に求める取組）	回答者割合（％）
協力施設	PR の強化	92.9
利用者	健全者の意識・モラルの向上	50.0
	協力施設を増やす	15.0
	制度の広報	12.0
	車いす使用者用駐車スペースを増やす	10.0
	利用証取得の徹底	10.0

（注）詳細は、次の URL で確認できる。

協力施設 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/44662.pdf>

利用者 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/44657.pdf>

資料 2

パーキング・パーミット制度の導入状況・協力施設数

導入時期	府県名	パーキング・パーミット制度名	協力施設数 (単位:施設)
H19.06	山形県	山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度	670
H21.07	福島県	おもいやり駐車場利用制度	1,264
H22.04	岩手県	ひとにやさしい駐車場利用証制度	529
H28.10	秋田県	障害者等用駐車区画利用制度	720
H30.09	宮城県	宮城県ゆずりあい駐車場利用制度	628
H23.10	茨城県	いばらき身障者等用駐車場利用証制度	-
H20.09	栃木県	おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業	794
H21.08	群馬県	思いやり駐車場利用証制度	867
R5.11	埼玉県	埼玉県思いやり駐車場制度	2,815
R3.07	千葉県	ちば障害者等用駐車区画利用証制度	-
H24.11	山梨県	やまなし思いやりパーキング制度	497
H28.04	長野県	信州パーキング・パーミット(障がい者等用駐車場利用証)制度	1,005
H19.10	福井県	ハートフル専用パーキング(身体障がい者等用駐車場)利用証制度	874
R1.11	岐阜県	ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度	1,314
H25.02	静岡県	静岡県ゆずりあい駐車場制度	1,642
H24.10	三重県	三重おもいやり駐車場制度	2,201
H25.05	滋賀県	滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度	614
H23.09	京都府	京都おもいやり駐車場利用証制度	1,545
H26.02	大阪府	大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度	546
H24.04	兵庫県	兵庫ゆずりあい駐車場制度	1,906
H28.01	奈良県	奈良県おもいやり駐車場制度	529
H28.01	和歌山県	和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度	745
H21.10	鳥取県	ハートフル駐車場利用証制度	790
H20.12	島根県	思いやり駐車場制度	287
H22.12	岡山県	「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度	1,043
H23.07	広島県	広島県思いやり駐車場利用証交付制度	1,486
H22.08	山口県	やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度	1,038
H21.07	徳島県	徳島県身体障がい者等用駐車場利用証(パーキングパーミット)制度	629
H23.05	香川県	かがわ思いやり駐車場制度	803
H22.07	愛媛県	愛媛県パーキングパーミット制度(身体障がい者等用駐車場利用証制度)	806
H23.02	高知県	こうちあったかパーキング制度	1,202
H24.2	福岡県	ふくおか・まごころ駐車場制度	2,701
H18.07	佐賀県	佐賀県パーキングパーミット(身障者用駐車場利用証)制度	1,912
H19.08	長崎県	長崎県障害者等用駐車場利用証制度(長崎県おもいやり駐車場制度)	849
H20.01	熊本県	熊本県障がい者用駐車場利用証(ハートフルパス)制度	2,206

H23.12	大分県	大分あったか・はーと駐車場利用証制度	1,308
H24.02	宮崎県	宮崎県障がい者等用駐車場利用証制度（おもいやり駐車場）	1,202
H21.11	鹿児島県	鹿児島県身障者用駐車場利用証制度	2,003
R4.07	沖縄県	沖縄県ちゅらパーキング（障害者等用駐車区画）利用証制度	266

(注) 1 協力施設数は令和6年1月1日現在。

2 茨城県及び千葉県は、協力施設の登録制度を設けていないため、協力施設数を「-」と記載。









3 新潟県、富山県及び石川県については、パーキング・パーミット制度を導入しているが、令和6年能登半島地震による被害を考慮して、今回、当局から3県に対する照会を実施しておらず、本資料には掲載していない。

資料3

各府県ホームページにおける制度案内・協力施設の募集等及び担当・電話番号・メールアドレス






府県名	制度案内のタイトル (協力施設の募集等のタイトル) 【登録届出書等の名称】	左のURL (募集等に係るURL)
	担当・電話番号・メールアドレス	
山形県	山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度 (山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度に施設管理者の皆様のご協力をお願いします) 【身体障がい者等用駐車施設利用証制度協力申出書】	山形県制度HP 
	担当：山形県 健康福祉部 地域福祉推進課 地域福祉・人権擁護担当 TEL：023-630-2268 FAX：023-632-8176 E-mail：ychiikifukushi@pref.yamagata.lg.jp	山形県募集等HP 
福島県	おもいやり駐車場利用制度 (協力施設を募集しています。) 【おもいやり駐車場利用制度協力申出書】	福島県制度HP 
	担当：福島県 保健福祉部 障がい福祉課 共生社会 TEL：024-521-7170 FAX：024-521-7929 E-mail：shougai Fukushi@pref.fukushima.lg.jp	(同上)
岩手県	ひとにやさしい駐車場利用証制度 (パーキングパーミット制度) について (施設管理者の方へのお願い) 【岩手県車椅子使用者用駐車施設協定締結申出書】	岩手県制度HP 
	担当：岩手県 保健福祉部 地域福祉課 生活福祉担当 TEL：019-629-5481 FAX：019-629-5429 E-mail：AD0004@pref.iwate.jp	岩手県募集等HP 
秋田県	「障害者等用駐車区画利用制度」について (障害者等用駐車区画の設置について) 【障害者等用駐車区画利用制度協力届出書】	秋田県制度HP 
	担当：秋田県 健康福祉部 障害福祉課 TEL：018-860-1331 FAX：018-860-3866 E-mail：shoufuku@pref.akita.lg.jp	(同上)
宮城県	宮城県ゆずりあい駐車場利用制度について (施設管理者の皆様へ) 【宮城県ゆずりあい駐車場利用制度協力施設登録届出書】	宮城県制度HP 
	担当：宮城県 保健福祉部 社会福祉課 地域福祉推進班 TEL：022-211-2519 FAX：022-211-2594 E-mail：syahuke@pref.miyagi.lg.jp	(同上)

府県名	制度案内のタイトル (協力施設の募集等のタイトル) 【登録届出書等の名称】	左のURL (募集等に係るURL)
	担当・電話番号・メールアドレス	
茨城県	いばらき身障者等用駐車場利用証制度 ※ 利用者の登録制度はあるが、施設の登録制度はない。	茨城県制度HP 
	担当：茨城県 福祉部 長寿福祉課 長寿企画・援護 TEL：029-301-3326 FAX：029-301-3349 E-mail：chofuku2@pref.ibaraki.lg.jp	—
栃木県	おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業（パーキングパーミット制度） (おもいやり駐車スペース協力施設の募集について) 【おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業協力申出書】	栃木県制度HP 
	担当：栃木県 保健福祉部 保健福祉課 地域福祉担当 TEL：028-623-3047 FAX：028-623-3131 E-mail：hofuku@pref.tochigi.lg.jp	栃木県募集等HP 
群馬県	思いやり駐車場利用証制度について (協力施設の募集について) 【思いやり駐車場の適正利用に関する協定書】	群馬県制度HP 
	担当：群馬県 健康福祉部 障害政策課 社会参加推進係 TEL：027-226-2634 FAX：027-224-4776 (代表) E-mail：shougai@pref.gunma.lg.jp	(同上)
埼玉県	埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度） (協力施設の届出について) 【埼玉県思いやり駐車場制度 協力施設届出書】	埼玉県制度HP 
	担当：埼玉県 福祉部 福祉政策課 政策企画担当 TEL：048-830-3223 FAX：048-830-4801 E-mail：a3380-08@pref.saitama.lg.jp	(同上)
千葉県	ちば障害者等用駐車区画利用証制度 (駐車場管理者の皆様へ【ちば障害者等用駐車区画利用証制度】) ※ 登録・届出等の制度なし	千葉県制度HP 
	担当：千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課 地域福祉推進班 TEL：043-223-3924 FAX：043-222-6294 E-mail：chibaparking@mz.pref.chiba.lg.jp	駐車場管理者の皆様へ 
山梨県	「やまなし思いやりパーキング制度」の実施について (協力施設を常時募集しています!!) 【協定書】(協力施設登録のためのもの)	山梨県制度HP 
	担当：山梨県 福祉保健部 障害福祉課 企画推進担当 TEL：055-223-1460 FAX：055-223-1464 E-mail：shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp	(同上)

府県名	制度案内のタイトル (協力施設の募集等のタイトル) 【登録届出書等の名称】	左のURL (募集等に係るURL)
	担当・電話番号・メールアドレス	
長野県	信州パーキング・パーミット(障がい者等用駐車場利用証) 制度 (～施設管理者の皆様へ～) 【信州パーキング・パーミット制度協力届出書】	長野県制度HP 
	担当：長野県 健康福祉部 地域福祉課 地域支援係 TEL：026-232-0053 FAX：026-235-7172 E-mail：parking-p@pref.nagano.lg.jp	(同上)
福井県	ハートフル専用パーキング(身体障がい者等用駐車場) 利用 証制度について (協力施設を募集しています！) 【協定書、ハートフル専用パーキングステッカー申込書】	福井県制度HP 
	担当：福井県 健康福祉部 障がい福祉課 共生社会グループ TEL：0776-20-0338 FAX：0776-20-0639 E-mail：syogai@pref.fukui.lg.jp	(同上)
岐阜県	ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度 (本制度にご協力いただける施設を募集しています！【駐車場 登録のお願い】) 【ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度 駐車場登録届出書】	岐阜県制度HP 
	担当：岐阜県 健康福祉部 地域福祉課 福祉人材係 TEL：058-272-8261 FAX：058-278-2651 E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp	岐阜県募集等HP 
静岡県	静岡県ゆずりあい駐車場制度のご案内 (協力施設への登録について) 【静岡県ゆずりあい駐車場制度 協力施設申込書】	静岡県制度HP 
	担当：静岡県 健康福祉部 福祉長寿局 福祉長寿政策課 TEL：054-221-2052 FAX：054-221-2142 E-mail：fukushi-chouju@pref.shizuoka.lg.jp	静岡県募集等HP 
三重県	「三重おもいやり駐車場制度」のご案内 (「おもいやり駐車場」登録手続き・物品提供について) 【おもいやり駐車場登録届出書】	三重県制度HP 
	担当：三重県 子ども・福祉部 地域福祉課 ユニバーサル デザイン班 TEL：059-224-3349 FAX：059-224-3085 E-mail：ud@pref.mie.lg.jp	三重県募集等HP 

府県名	制度案内のタイトル (協力施設の募集等のタイトル) 【登録届出書等の名称】	左のURL (募集等に係るURL)
	担当・電話番号・メールアドレス	
滋賀県	滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度 (施設管理者の皆様へ～駐車場の登録～) 【車いす使用者等用駐車場登録届出書】	滋賀県制度HP 
	担当：滋賀県 健康医療福祉部 健康福祉政策課 企画調整係 TEL：077-528-3512 FAX：077-528-4850 E-mail：ea00@pref.shiga.lg.jp	滋賀県募集等HP 
京都府	京都おもいやり駐車場利用証制度 (協力駐車場を募集しています) 【協力駐車場登録届出書】	京都府制度HP 
	担当：京都府 健康福祉部 地域福祉推進課 TEL：075-414-4569 FAX：075-414-4615 E-mail：chiikifukushi@pref.kyoto.lg.jp	京都府募集等HP 
大阪府	大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度について (大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度の協力施設を募集 しています！) 【登録届出書(様式第1号)】	大阪府制度HP 
	担当：大阪府 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 権利擁護グループ TEL：06-6944-2362 FAX：06-6942-7215 E-mail：syogaikikaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp	大阪府募集等HP 
兵庫県	兵庫ゆずりあい駐車場について (登録駐車場は常時募集しています) 【兵庫ゆずりあい駐車場制度協力駐車場登録届出書】	兵庫県制度HP 
	担当：兵庫県 福祉部 ユニバーサル推進課 社会参加支援班 TEL：078-362-4379 FAX：078-362-9040 E-mail：universal@pref.hyogo.lg.jp	(同上)
奈良県	奈良県おもいやり駐車場制度について (「奈良県おもいやり駐車場制度」に協力いただける駐車場の募集) 【奈良県おもいやり駐車場制度協力届出書】	奈良県制度HP 
	担当：奈良県 福祉医療部 地域福祉課 TEL：0742-27-8503 (地域福祉推進係) FAX：0742-27-8548 E-mail：fukushisui@office.pref.nara.lg.jp	(同上)
和歌山県	和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度 (駐車区画の登録をお願いします(常時募集しています)) 【和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度協力駐車場 登録届出書】	和歌山県制度HP 
	担当：和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課 TEL：073-441-2532 FAX：073-432-5567 E-mail：e0404001@pref.wakayama.lg.jp	(同上)

府県名	制度案内のタイトル (協力施設の募集等のタイトル) 【登録届出書等の名称】	左のURL (募集等に係るURL)
	担当・電話番号・メールアドレス	
鳥取県	ハートフル駐車場利用証制度 (ハートフル駐車場利用証制度協力施設に関する協定締結手続等) 【ハートフル駐車場利用証制度の協力について】	鳥取県制度HP 
	担当：鳥取県 福祉保健部 福祉保健課 TEL：0857-26-7142 FAX：0857-26-8116 E-mail：fukushihoken@pref.tottori.lg.jp	鳥取県募集等HP 
島根県	思いやり駐車場制度(島根県身体障がい等用駐車場利用証制度) (思いやり駐車場制度(※)協力施設に係る協定締結手続等) 【協定書】	島根県制度HP 
	担当：島根県 健康福祉部 障がい福祉課 計画推進係 TEL：0852-22-6686 FAX：0852-22-6687 E-mail：syougai@pref.shimane.lg.jp	島根県募集等HP 
岡山県	「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度 (施設管理者の方へご協力をお願い) 【「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度協力施設登録届出書】	岡山県制度HP 
	担当：岡山県 子ども・福祉部 障害福祉課 福祉推進班 TEL：086-226-7362 FAX：086-224-6520 E-mail：shofuku@pref.okayama.lg.jp	(同上)
広島県	広島県思いやり駐車場利用証交付制度について (駐車場(施設)管理者の方(思いやり駐車場の登録方法)) 【広島県思いやり駐車場利用証制度協力施設登録届出書】	広島県制度HP 
	担当：広島県 健康福祉局 地域共生社会推進課 地域共生社会推進グループ TEL：082-513-3144 FAX：082-511-6715 E-mail：fukyousei@pref.hiroshima.lg.jp	広島県募集等HP 
山口県	やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度について (ユニバーサルデザイン・施設管理者の方へ) 【やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度協力施設登録届出書】	山口県制度HP 
	担当：山口県 健康福祉部 厚政課 地域保健福祉班 TEL：083-933-2724 FAX：083-933-2739 E-mail：a13200@pref.yamaguchi.lg.jp	山口県募集等HP 

府県名	制度案内のタイトル (協力施設の募集等のタイトル) 【登録届出書等の名称】	左のURL (募集等に係るURL)
	担当・電話番号・メールアドレス	
徳島県	パーキングパーミット制度：利用証の申請方法 (パーキングパーミット制度：協力施設の募集について) 【徳島県パーキングパーミット(身体障がい者等用駐車場利用証) 交付事業協力申込書】	徳島県制度HP 
	担当：徳島県 保健福祉部 障がい福祉課 社会参加・啓発担当 TEL：088-621-2237 FAX：088-621-2241 E-mail：syougai-fukushika@pref.tokushima.jp	徳島県募集等HP 
香川県	かがわ思いやり駐車場制度 (かがわ思いやり駐車場制度へのご協力(登録)をお願いいたします) 【かがわ思いやり駐車場制度 協力施設・事業所登録届出書】	香川県制度HP 
	担当：香川県 健康福祉部 健康福祉総務課 地域福祉グループ TEL：087-832-3280 FAX：087-806-0209 E-mail：kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp	香川県募集等HP 
愛媛県	愛媛県パーキングパーミット制度(身体障がい者等用駐車場 利用証制度)について (施設管理者の方へ(協力施設の募集について)) 【愛媛県パーキングパーミット制度協力申出書】	愛媛県制度HP 
	担当：愛媛県 保健福祉部 障がい福祉課 在宅福祉係 TEL：089-912-2423 FAX：089-931-8187 E-mail：syougai-hukus@pref.ehime.lg.jp	(同上)
高知県	こうちあったかパーキング制度 (協力施設登録のお願い【施設管理者のみなさまへ】) 【こうちあったかパーキング制度(障害者等用駐車場利用証 交付制度)協力施設・事業所登録申出書】	高知県制度HP 
	担当：高知県 子ども・福祉政策部 障害福祉課 企画調整担当 TEL：088-823-9633 FAX：088-823-9260 E-mail：060301@ken.pref.kochi.lg.jp	(同上)

府県名	制度案内のタイトル (協力施設の募集等のタイトル) 【登録届出書等の名称】	左のURL (募集等に係るURL)
	担当・電話番号・メールアドレス	
福岡県	ふくおか・まごころ駐車場制度 (「ふくおか・まごころ駐車場」としての駐車場の登録・協 定締結について) 【「ふくおか・まごころ駐車場」制度協力施設登録届出書】	福岡県制度HP 
	担当：福岡県 福祉労働部 障がい福祉課 社会参加係 TEL：092-643-3264 FAX：092-643-3304 E-mail：shakaisanka@pref.fukuoka.lg.jp	(同上)
佐賀県	佐賀県パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）制度 (協力施設への登録を希望の方へ) 【協定書】 【佐賀県パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）制 度協力施設】（入力票）	佐賀県制度HP 
	担当：佐賀県 健康福祉部 社会福祉課 地域福祉担当 TEL：0952-25-7053 FAX：0952-25-7264 E-mail：syakaifukushi@pref.saga.lg.jp	(同上)
長崎県	長崎県おもいやり駐車場制度（旧：パーキング・パーミット制度） (施設管理者の皆様へ) 【長崎県おもいやり駐車場施設協力登録届出書】	長崎県制度HP 
	担当：長崎県 福祉保健課 地域福祉班 TEL：095-895-2416 FAX：095-895-2570 E-mail：fukuho-chiiki@pref.nagasaki.lg.jp	(同上)
熊本県	熊本県ハートフルパス制度 (協力施設登録についてのお願い) 【熊本県障がい者等用駐車場利用証（ハートフルパス）制度 の協力施設の登録申込について】	熊本県制度HP 
	担当：熊本県 健康福祉部 健康福祉政策課 地域支え合い 支援室（地域福祉班） TEL：096-333-2202 FAX：096-384-9870 E-mail：sasaeai@pref.kumamoto.lg.jp	(同上)
大分県	大分あったか・はーと駐車場利用証制度 ※対象者拡大しました (施設管理者のみなさまへ) 【大分あったか・はーと駐車場利用証制度協力施設登録届出書】	大分県制度HP 
	担当：大分県 福祉保健部 福祉保健企画課 地域福祉班 TEL：097-506-2591 FAX：097-506-1732 E-mail：oita-parking@pref.oita.lg.jp	(同上)

府県名	制度案内のタイトル (協力施設の募集等のタイトル) 【登録届出書等の名称】	左のURL (募集等に係るURL)
	担当・電話番号・メールアドレス	
宮崎県	「おもいやり駐車場制度」について (施設管理者の方へ(協力施設の募集について)) 【おもいやり駐車場制度協力施設登録届出書】	宮崎県制度HP 
	担当：宮崎県 福祉保健部 障がい福祉課 社会参加推進・管理担当 TEL：0985-32-4468 FAX：0985-26-7340 E-mail：shogaifukushi@pref.miyazaki.lg.jp	(同上)
鹿児島県	鹿児島県身障者用駐車場利用証制度(パーキングパーミット制度) (施設の管理をされている方へ) 【協定書】	鹿児島県制度HP 
	担当：鹿児島県 暮らし保健福祉部 障害福祉課 障害者支援室 TEL：099-286-2746 FAX：099-286-5558 E-mail：s-shien@pref.kagoshima.lg.jp	(同上)
沖縄県	沖縄県ちゅらパーキング(障害者等用駐車区画)利用証制度 (協力区画の登録について) 【沖縄県ちゅらパーキング利用証制度 協力届出書】	沖縄県制度HP 
	担当：沖縄県 子ども生活福祉部 障害福祉課 計画推進班 TEL：098-866-2190 FAX：098-866-6916 E-mail：aa029017@pref.okinawa.lg.jp	(同上)

(注)1 記載内容については、各府県担当課に確認いただいた上、記載している。

2 新潟県、富山県及び石川県については、パーキング・パーミット制度を導入しているが、令和6年能登半島地震による被害を考慮して、今回、当局から3県に対する照会は実施しておらず、本資料には掲載していない。

資料4

協力内容に係る掲載

府県名	協力内容に係る掲載
山形県	<p>【ご協力をお願いする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 案内表示の掲示 ○ 利用証の表示のない車に対する指導 ○ チラシ等による制度の周知 など ※ 車いす使用者用駐車施設であることを明確にするため、車体用スペースに青色でカラー塗装してくださるようお願いします。
福島県	<p>【協力内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車場へのステッカーの表示 ○ 利用証のない車への対応（声かけ、案内文書の配布） ○ 事業内容の周知（ポスターの掲示、チラシの設置）など <p>【さらに望ましい基準】</p> <p>車いす使用者用駐車施設であることを明確にするために、車体用スペースにカラー塗装を行うこと。国際シンボルマークによる塗装を行う場合、色は原則として青地に白マークとし、明確な対比を行うこと。</p>
岩手県	<p>【協力施設の皆様をお願いしたいこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専用の案内表示の掲示 県から送付する案内表示（ステッカー（A3）、三角コーン用カバー）の掲示 ※ 案内表示は県から無償で提供します。劣化などの場合は、新しい案内表示をお送りします。 ○ 駐車場の管理 利用証を持つ方の専用駐車場として運用できるよう、来訪者に対して周知を図っていただきます。通常の施設管理の一環として行うものであり、警備員や指導員など要員配置を義務付けるものではありません。利用証を持たずにひとにやさしい駐車場を利用する方へのご案内にご活用ください。
秋田県	<p>【障害者等用駐車区画の設置に伴う施設等管理者の皆様へのお願い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「障害者等用駐車区画」の確保をお願いします <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅3.5m以上の「車いす使用者用駐車施設」を「障害者等用駐車区画」として位置付けをお願いします。 ・ 新たに、歩行困難な者のために設けた幅2.1m以上3.5m未満の駐車区画を「障害者等用駐車区画」として確保をお願いします。 ○ 確保した「障害者等用駐車区画」の届出をお願いします <ul style="list-style-type: none"> ・ 確保した「障害者等用駐車区画」について「障害者等用駐車区画利用制度協力届出書」に記載し、県障害福祉課への提出をお願いします。 ○ 「障害者等用駐車区画」の標示をお願いします <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記届出後、県が発行する「標示ステッカー」等を利用し、現地駐車区画に「障害者等用駐車区画」である旨の標示をお願いします。 ※ 標示ステッカーA2版（大）、A3版（小）の2種類を配布します。また、御要望により任意の標示物作成に使用できる画像データを配布します。 ※ 配布する標示ステッカーは、市販のカラーコーン等に巻いた状態で貼り付けることを想定しています。
宮城県	<p>【協力いただく事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象区画の設定 本制度の運用にあたっては、対象となる駐車区画が不可欠となっております。対象区画は「車いす使用者優先区画」と「ゆずりあい区画」の2種類があり、可能な限り両方の設定をお願いします。 ○ 案内標示の掲示 協力の届出を確認後、県から案内標示物（ステッカー）を郵送で配布いたします（※）ので、対象区画に当該標示物を掲示して、制度の対象となる駐車区画であることを標示してください。 ※ ステッカーの送付にあわせて啓発ポスターを送付いたしますので、施設内において掲示いただくなど、制度の周知啓発についても御協力をお願いいたします。 ○ 対象区画の適正利用案内 利用証の掲示がない状態で対象区画を利用している車両を発見した場合は、制度周知チラシをワイパーに挟み込むなど、対象区画の適正利用についての案内を行うなどの御協力をお願いいたします。

府県名	協力内容に係る掲載
茨城県	— ※ 利用者の登録制度はあるが、協力施設の登録制度はない。
栃木県	<p>【ご協力をお願いする事項】</p> <p>ステッカーの表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用証掲示のない車への対応（注意喚起等） ○ 事業内容の周知 など
群馬県	<p>【協力施設の方へ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 思いやり駐車場に掲げるステッカーを紛失・汚損した場合には、新しいステッカーを送付いたしますので、A2サイズとA3サイズの2種類のうち必要なサイズを県庁障害政策課までご連絡ください。 ○ 施設名や所在地、駐車場台数が変更された場合や、施設の閉鎖、閉店の場合には県庁障害政策課までご連絡ください。 ○ 福祉車両によっては、車両後部にスロープを備え、車椅子のまま乗降される方もいらっしゃるため、駐車施設の奥行き寸法や車止柵が支障にならないようにするなど、ご配慮いただくようお願いいたします。
埼玉県	<p>【協力の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協力区画の設置、案内表示 協力いただける区画には、対象区画であることがわかるように案内表示をお願いいたします。県から送付する案内表示用のステッカー（A2サイズ・A3サイズ）を活用して表示をお願いいたします。 床面塗装による表示をいただく場合は、路面シートデザインをご活用ください。 ○ 制度の周知、適正利用の促進 制度の周知につきまして、啓発ポスターの掲示や店内放送などのご協力をお願いいたします。 利用証の掲示のない車両が協力区画に駐車している場合には、注意喚起チラシ配付するなど、本制度の周知につきましてご協力をお願いいたします。 この制度は、高齢者、障害者等のための駐車施設の適正利用を図ることを目的としたもので、利用証を掲示せずに区画を利用した方を罰することは目的としていません。 利用証を持たない方の中にも、区画の利用が必要な方がいることも考えられます。 その様な場合には、区画の利用を禁じるなどの画一的な取扱いはずせず、本制度の周知にご協力をいただきますようお願いいたします。 <p>【協力施設への依頼内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車区画の設置と協力区画としての県への届出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の区画を設置し、県への届出をお願いします。（車椅子利用者用駐車区画のみでも本制度への登録は可能です） <ul style="list-style-type: none"> 「車椅子利用者用駐車区画」 （車椅子利用者のための幅3.5m以上の区画） ※既存の区画も、改めて協力区画として届出ください。 「優先駐車区画」 （広い幅を必要としない障害者、高齢者、妊産婦などを対象とした区画（幅3.5m未満）） ※一般区画を「優先駐車区画」として設置し、届出ください。 ○ 制度の周知、適正利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県作成の啓発チラシの配架、ポスターの掲示、店内放送などによる制度の周知をお願いします。 ・ 利用証を掲示していない車が駐車している場合は、啓発用チラシの配布などで制度を周知し、適正利用の促進にご協力をお願いします。 <p>参考：協力施設用運用マニュアル https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/232516/manyual_shisetsu.pdf</p>

府県名	協力内容に係る掲載
千葉県	<p>協力施設の登録制度はありませんが、以下を掲載しています。 (また、県内の様々な施設のバリアフリー情報を紹介する「ちばバリアフリーマップ」では、車いす利用者優先駐車区画やおもいやり駐車区画の情報も掲載していますので、同マップへの施設の掲載もご検討くださるようお願いいたします。)</p> <p>【駐車場管理者の皆様へのお願い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車区画の適正利用の促進 利用証を掲示せずに障害者等用駐車区画を利用している車両への注意喚起、利用証の申請の喚起として、チラシをご活用ください。(車両のワイパーに差し込む等の活用法を想定しています。) ○ おもいやり駐車区画の設置と案内表示 おもいやり駐車区画とは、主に高齢者や妊産婦の方など、歩行が困難なものの、幅が広い駐車スペースを必要としない方のための区画です。駐車区画全体の数や利用状況を鑑み、おもいやり駐車区画の設置が可能な場合にはご協力をお願いします。 おもいやり駐車区画の設置にご協力いただいた施設に対しては、左記のカラーコーンカバーを無料で郵送いたします。 郵送を希望される場合は、「千葉県電子申請」よりお申し込みください。 なお、カラーコーンカバーは、高さ700mmの一般的なカラーコーンでの使用を想定しています。
山梨県	<p>協定書 (乙の協力)</p> <p>第2条 乙は、思いやり駐車区画に、思いやり駐車区画であることを示す案内表示を掲示するものとする。</p> <p>2 乙は、思いやり駐車区画に利用証を掲示していない車両が駐車しないよう適切に指導するものとする。</p> <p>3 乙は、思いやり駐車区画の利用状況を把握し、施設出入口に近い位置に、幅3.5メートル以上の思いやり駐車区画を設けるとともに、通常幅の思いやり駐車区画の確保に努めるものとする。</p> <p>やまなし思いやりパーキング制度実施要綱 (施設管理者の協力)</p> <p>第11条 施設管理者は、施設出入口に近い位置に思いやり駐車区画を設置し、利用状況を把握するものとする。</p> <p>なお、第2条第1項第3号で規定する駐車区画の設置にあたっては、事前に知事と協議を行うこととする。</p> <p>2 施設管理者は、思いやり駐車区画に、思いやり駐車区画であることを示す案内表示(第6号様式)を掲示するものとする。</p> <p>3 施設管理者は、思いやり駐車区画に利用証を掲示していない車両が駐車しないよう適切に指導するものとする。</p>

府県名	協力内容に係る掲載
長野県	<p>【協力施設管理者のみなさまにお願いしたいこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象区画の確保 来客用の駐車区画の中から、信州パーキング・パーミット制度協力区画を確保してください。 ＜対象区画の種類＞ 駐車区画には、以下の 2 種類があります。 (1) 車いす使用者が駐車できる幅広(3.5m以上)の駐車区画 (2) その他対象者が駐車できるための施設出入口に比較的近い通常幅(標準2.5m程度)の既存駐車区画 ○ 協力届出書の提出 「信州パーキング・パーミット制度協力届出書」に必要事項を記入のうえ、届出先まで郵送にてご提出ください。※協力届出書は、長野県ホームページからダウンロードできます。 ～届出書をご提出いただくと～ ・案内表示、ポスター、制度案内チラシ、区画整備の手引きを郵送します。 ・県ホームページに施設・店舗名を掲載します。 ○ 「案内表示」の掲示 届出のあった区画数分の案内表示を県から送付しますので、対象の駐車区画に、県が提供する案内表示を看板・壁面・カラーコーン等に貼付してください。 ※具体的な方法は、県ホームページに掲載する「駐車区画整備の手引き」をご覧ください。 ○ 制度の広報への協力 (1) 制度の対象区画を適切にご利用いただくために県が配付するポスターや制度案内チラシの設置にご協力をお願いします。 (2) 区画に利用証提示のない車両が駐車している場合は、制度周知チラシをワイパーに挟み込む等のご協力をお願いします。 ○ お客様への対応 お客様から制度についてたずねられた場合は、制度案内チラシを活用して説明してください。
福井県	<p>【協定書】 (乙の協力)</p> <p>第2条 乙は、車いす使用者用駐車区画に利用証を表示していない車両が駐車しないよう適切に指導するものとする。</p> <p>2 乙は、車いす使用者用駐車区画に利用証を表示していない車両は駐車できない旨の案内表示をするものとする。</p> <p>3 乙は、車いす使用者用駐車区画の利用状況を把握し、駐車スペースの確保に努めるものとする。</p> <p>【福井県身体障がい者等用駐車場利用証制度実施要綱】 (施設管理者の協力)</p> <p>第9条 施設管理者は、身体障がい者等用駐車場に利用証を表示していない車両が駐車しないよう適切に指導するものとする。</p> <p>2 施設管理者は、身体障がい者等用駐車場に利用証を表示していない車両は駐車できない旨の案内表示看板(様式第4号)を設置するものとする。</p>

府県名	協力内容に係る掲載
岐阜県	<p>【協力いただきたい事項】 以下のことについて、可能な範囲でご協力をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ チラシ・ポスターの掲示等、施設利用者への制度周知。 ○ 利用証の掲示がない車や、有効期限が過ぎた利用証を掲示した車が、本制度の対象駐車場に駐車している場合は、注意喚起文書（県ホームページからダウンロードできます。）をワイパーに挟み込む等して、制度の周知にご協力ください。 ○ 駐車場の管理のために警備員を新たに配置することまでは必要ありませんが、すでに警備員がいる施設でご協力いただける場合は、本制度の対象駐車場の利用希望者に対して、案内誘導や制度の周知等の対応をお願いします。 <p><留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本制度は、利用証の交付により対象駐車場を利用することができる方を明確にすることで、適正な駐車場の利用を促進するための制度ですが、利用証をお持ちでない方の中には、利用証の交付要件に該当しない歩行困難な方や、単に制度のことを知らない歩行困難な方等がいます。そのような方には、対象駐車場への駐車を禁止するのではなく、状況を確認した上で駐車していただく等、柔軟に対応していただきますようお願いいたします。 ○ 他府県においても同様の制度（一般的には「パーキングパーミット制度」と呼ばれる）を実施しており、岐阜県の利用証のデザインとは異なる利用証があります。他府県の交付する利用証があった場合は、本制度の利用証と同じ取り扱いとしてください。
静岡県	<p>【協力施設として登録していただく際をお願いしたいこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専用の「案内表示」の掲示 ゆずりあい駐車場を設置していただく区画に専用の「案内表示」を掲示してください。掲示は貴施設の駐車場が対応できる方法を選択してください。 ※案内表示は県から無償で提供します。劣化などの場合も、随時追加で提供します。 ○ 静岡県ゆずりあい駐車場制度の広報への協力 協力施設に登録された施設には、一定数のポスター、チラシ等を差し上げます。施設に設置して制度の広報に御協力ください。 ○ お客様への対応 お客様から制度を照会された場合は、チラシ等を活用して制度に協力している事をお伝えください。 <p>【協力施設の皆様をお願いしたいこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専用の「案内表示」の掲示 制度専用の案内表示を差し上げます。車いすマークの駐車場付近に掲示してください。 2. 静岡県ゆずりあい駐車場制度の広報への協力 制度のポスター、チラシ等を差し上げます。施設に設置して、広報に御協力ください。 3. お客様への対応 お客様から制度を照会された場合は、チラシ等を活用して、制度に協力していることをお伝えください。
三重県	<p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ シンボルマークがわかるようにしてください。 経年劣化等で、表示が薄くなったり、コーン等の破損により表示がわかりにくくなった場合は、更新してください。 （ステッカー、コーンカバーは、県地域福祉課へ請求してください。） ○ 届出内容に変更があった場合は、変更届を提出してください。 施設の名称や区画数の変更がある場合は、県地域福祉課へ変更届を提出してください。 ○ 適正利用にご協力をお願いします。 おもいやり駐車場を常時監視する必要はありませんが、利用証を掲示せずに駐車している車をみかけた場合には、可能な範囲で啓発チラシをワイパー部分に挟み込むなどの対応をお願いします。（トラブル回避のため、無人時をお願いします。）

府県名	協力内容に係る掲載
滋賀県	<p>【設置後の区画管理についてのお願い】</p> <p>(1) 区画設置後は、区画の表示がドライバーから見える位置に適切に掲示されるように管理してください。</p> <p>(2) 利用証の掲示なしで対象区画に駐車している車両や、思いやり区画用の利用証を掲示して車いす優先区画に駐車している車両を見かけたとき等は、注意喚起チラシ(例)を参考に、当該制度の周知につき御協力をお願いします。</p> <p>(3) この制度は、駐車場の利用者に「マナー向上」を呼び掛けるためのものです。利用証をお持ちでない場合でも、配慮が必要な人であることも考えられるため、「区画への駐車を禁止する」といった画一的な取り扱いはせず、円滑かつ適切な駐車場の利用について御配慮をお願いします。</p> <p>(4) 利用証の種類は、原則「車いす優先区画」・「思いやり区画」ですが、いずれかの対象区画が空いていない場合は、もう一方の区画を利用できるかどうかは利用状況を踏まえ、各管理者において対応いただきますようお願いいたします。</p> <p>(5) パーキングパーミット制度は全国的に導入が広がっています。他府県が発行する利用証を掲示している車両は、本制度の利用証を掲示している車両と同様に扱ってください。</p> <p>(6) 駐車場内におけるトラブルにつきましては、県は一切責任を負いかねますので、駐車場管理者が適切に御対応いただきますようお願いいたします。</p>
京都府	<p>【協力施設にお願いしたいこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象駐車場に府が配布しているステッカー等の掲示をお願いします。 ○ 対象駐車場には物を置かないようお願いいたします。 ○ 対象者以外の利用があった場合は、移動の声掛けをしていただいたり、館内放送等で制度の趣旨を説明していただく等、ご協力をお願いします。 ○ 利用者がお困りの際には、声掛け等の配慮をお願いします。 <p>【協力いただける場合の手続き】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請書等の提出 協力駐車場登録申出書を、京都府地域福祉推進課または京都府の各保健所へご提出をお願いします。併せて駐車場の位置や区画の状況が分かるデータの提供もお願いします。 2. ステッカー等の交付 京都府からおもいやり駐車場ステッカーとカラーコーンカバー、啓発物品等を交付いたします。 3. 協力施設として登録完了 駐車場へのステッカー等の設置を確認後、京都府ホームページに協力施設として登録が完了します。 また、施設のユニバーサルデザインに関する情報をホームページに掲載しておりますので、施設情報の提供についてもご協力をお願いします。
大阪府	<p>【大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度登録後の区画管理等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ダブルスペースの推進による不適正利用の抑制をめざすものであることから、本制度に参加していただく施設には、原則、車いす使用者用駐車区画とゆずりあい駐車区画の両方を整備していただきたいと考えています。 ○ 制度登録後は、区画の表示がドライバーから見える位置に適切に掲示されるように管理してください。 ○ 利用証の掲示なしで対象区画に駐車している車両を見かけたとき等は、大阪府が作成する不適正利用車両に対する制度周知チラシを当該車両のワイパーに挟んでください。 ○ 啓発用チラシについては、施設利用者にご自由にお取りいただける場所に置いていただく等、制度周知にご協力ください。 <p><留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本制度は、駐車場利用者のモラル向上を目的とした啓発の一環として実施するものです。利用証の掲示なしで対象区画に駐車している車両を見かけた場合においても、車の移動までを指示していただく必要はありません。 <p>他府県が発行する利用証を掲示している車両は、本制度の利用証を掲示している車両と同様に扱ってください。</p>

府県名	協力内容に係る掲載
兵庫県	<p>【ご登録いただくこと】 (1) 駐車スペースに掲示するための案内標示・コーンを提供します。 (2) 県のホームページに施設名を掲載します。</p> <p>【お願いしたいこと】 登録いただいた駐車スペースに「兵庫ゆずりあい駐車場」案内標示・コーン（県提供）の設置をお願いします。</p> <p>【協力する事項】（登録申出書内） (1) 知事が定めた案内標示を掲示します。 (2) 案内標示をした駐車区画には障害物を置かないなど、適切に管理します。</p>
奈良県	<p>【ステッカーによる標示のお願い】 ○ご協力の申し出をいただきました施設には「奈良県おもいやり駐車場制度協力施設」のステッカーとカラーコーン用、もしくは看板用、または路面標示用ステッカーを送付しますので、駐車場等への標示にご協力いただきますようお願いいたします。また、ステッカーの破損等による交換については、随時対応いたしますので、ご連絡いただきますようお願いいたします。</p> <p>【県HPでの掲載】 ○駐車区画へのステッカー等による標示を確認後、県HPにて施設名を掲載します。</p>
和歌山県	<p>【登録に際してのお願い】 1. 「登録駐車区画」であることを表示してください（コーンカバー、ステッカーを県が提供） 2. 利用証（駐車禁止除外指定車標章でも代用可としています）を掲示していない車両への指導をお願いします。（啓発チラシをワイパーに挟むなど）</p> <p><留意事項> ・本制度は、不適正使用車両を対象区画から排除することまでを求めるものではなく、駐車場利用者のモラル向上を目的とした啓発の一環として実施するものです。利用証の掲示なしで対象区画に駐車している車両を見かけた場合においても、車の移動までを指示していただく必要はありません。 ・他府県が発行する同種の利用証を掲示している車両は、当県の利用証を掲示している車両と同様に扱ってください。 ・本制度の趣旨は、利用証をお持ちではないが、現に歩行が困難な障害者等が利用することを拒むものではありません。当制度の対象となる方は、適正利用の促進のため出来る限り利用証の交付を受けていただきたいと思います</p>

府県名	協力内容に係る掲載
鳥取県	<p>【協定締結に基づき協力をお願いする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 統一の案内設置 ステッカー（県が作成）を配付しますので、カラーコーン（希望により県が提供）、既存の看板又は近くの壁・柱等への貼付をお願いします。 ○ 利用対象外駐車に対する制度の周知 利用証を掲示していない車に対し、制度周知チラシ（県が作成）の配付等をお願いします。
島根県	<p>【協定締結に基づき協力をお願いする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障がい者等用駐車場（思いやり駐車場）の確保 （幅3.5m以上の駐車場を最低1つ、あわせて可能であれば、車イス利用者以外の歩行弱者のための通常幅の駐車場確保をお願いします） ○ 統一の案内表示設置 （表示ステッカー（A3、A4サイズ）は県から配布します） ○ 利用対象外駐車に対する指導 （口頭・文書での指導） ○ 広報・周知
岡山県	<p>【ご協力いただくこと】</p> <p>(1) 制度の案内標示（ステッカー等）の掲示 県庁障害福祉課から資材を無料で配付しますので、車いすマークの駐車場（身体障害者等用駐車場）付近に掲示をお願いします。 県から配付できる案内標示資材 ・ステッカー（A2、A3、A4サイズ） ・カラーコーン（70cm用）立体標示カバー ※カラーコーンは、施設でご準備願います。 ※デザインは、岡山県立大学 デザイン学部 奥野研究室の学生 高橋 亮多さん、武内夏乃子さんによるものです。（制度導入時点）</p> <p>(2) 駐車場の適正利用の促進及び制度の周知 利用証を掲示していない車両が車いすマークの駐車場（身体障害者等用駐車場）に駐車していることに気づかれた際は、県から配布させていただき啓発チラシ等を活用いただき、適正利用の促進及び制度の周知にご協力をお願いします。</p> <p>(3) 駐車場の確保 制度の対象駐車スペース（通常幅も含む）にご協力をお願いします。</p>
広島県	<p>【お願いしたい事項】</p> <p>【思いやり駐車場としての登録】 すでに設置されている専用駐車スペースの思いやり駐車場としての登録をお願いします。 また、併せて、プラスワン駐車区画の登録についても御配慮ください。</p> <p>【登録後の駐車場の管理等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 案内表示用ステッカー等の掲示 県から配付させていただきステッカー型又はコーンカバー型の「思いやり駐車場」案内表示を制度対象となる駐車区画に設置してください。 《ステッカー型》サイズ：A2判、A3判又はA4判 《コーンカバー型》 ※コーンカバー型は、駐車区画の前面（手前側）に設置しないようにしてください。利用者の方が、コーンを取り除くために一旦降車する必要があり、利用しにくくなります。 ○ 苦情に対する県担当窓口（地域共生社会推進課）の紹介 この制度に関する意見等をお持ちの方に対しては、制度の実施者である県庁地域共生社会推進課に連絡していただくようお願いください。 ○ 施設内での制度の普及啓発 制度案内リーフレットを施設内において配布するなど、制度の周知に御協力ください。

府県名	協力内容に係る掲載
山口県	<p>【協力をお願いする事項】</p> <p>(1) 案内表示の掲示 案内表示を配布いたしますので、協力いただける身障者用駐車場付近に掲示してください。 ※掲示板等は施設管理者様においてご準備をお願いします。</p> <p>(2) 非協力車両への指導 利用証を掲示していない車両が駐車していることに気づかれた際は、県の普及啓発チラシを車両に提示するなど、施設側のご判断で適宜指導をお願いします。</p> <p>(3) 制度の周知 施設内でチラシを配布いただくなど、制度の周知にご協力をお願いします。 施設放送用音声データの配布も行っております。必要な方は県厚政課までお問い合わせください。</p> <p>(4) 駐車スペースの確保 必要に応じて、駐車枠の増設についてもご検討いただきますようお願いいたします。 また、駐車枠は、通常幅のものも対象となりますので、是非ご検討ください。 この制度の運用には、各施設管理者の皆様方のご理解とご協力が欠かせません。是非とも、積極的な登録の申出をいただきますようお願いいたします。</p>

府県名	協力内容に係る掲載
徳島県	<p>【御協力いただく内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ステッカー等による案内表示 県で作成、配布するステッカーを身体障がい者等用駐車スペースに表示するなど、案内表示をお願いします。 ○ 利用証のない車への対応 県で作成、配布する注意喚起文書を車のワイパー等に挟んでいただくなどの対応を、可能な範囲でお願いします。 ○ パーキングパーミット制度の周知など ステッカー及び注意喚起文書は、お申込後、県からお送りします。
香川県	<p>【施設管理者の方へのお願い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「かがわ思いやり駐車場制度」協力施設マニュアル 県では、協力施設の方向けのマニュアルを作成しています。 ○ 駐車スペースの確保と案内表示の掲示 施設の車いす使用者用駐車場や施設出入口に近い駐車場を「かがわ思いやり駐車場」としてご登録していただき、その駐車スペース付近に、県からお配りする案内表示を掲示して下さい。車いす使用者用に整備されている広い幅（3.5m以上）の駐車スペースだけでなく、施設出入口の近くにある通常幅（3.5m未満）についてもご登録ください。 案内表示は、各施設の状況に応じて、壁や柱、看板、三角コーン等を利用して掲示して下さい。なお、県からお配りする案内表示以外の方法（ピクトグラムを用いた看板作成、路面印字等）でかがわ思いやり駐車場であることを表示する場合は、事前に健康福祉総務課までご相談ください。 既に高齢者用駐車場、妊産婦用駐車場を整備されている場合は、「かがわ思いやり駐車場」としてもご登録下さい。 ○ 不適切利用車両への指導 利用証を掲示していない車両が駐車していることに気づかれた際は、普及啓発チラシを利用して適宜指導をお願いします。 県の制度により「かがわ思いやり駐車場」を利用する際には、利用証を掲示するようお願いしていること。 障害者、高齢者、妊産婦等で交付基準に該当すれば、申請により利用証を交付していること。 ○ 制度周知へのご協力 施設においてポスターの掲示、啓発用チラシを配布いただくなどして、かがわ思いやり駐車場制度の周知にご協力いただきますようお願いいたします。 ○ 案内表示の再送について 経年劣化等で破損した場合、再送付しますので「かがわ思いやり駐車場制度 案内表示送付申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAX、メール等により県健康福祉総務課まで提出してください。
愛媛県	<p>【適正利用協力等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動に配慮が必要な方の中でも、特に車椅子を利用している方は乗降のために幅の広い駐車場が必要となります。台数が限られている場所では、譲り合って御利用いただくよう御理解・御協力をお願いします。 ○ 交付対象外の方は、なるべく他駐車スペースの御利用をお願いします。 県民の皆様には本制度の趣旨を御理解いただき、本当に必要とする方の駐車スペースが確保できるよう、御協力をお願いします。 ○ 利用証は利用者の方1人につき1枚のみのお渡しとなります。複数のお渡しはできませんので、御理解・御協力をお願いします。 <p>【施設管理者の協力等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本制度の趣旨を御理解いただき、協力施設として御登録いただきますようお願いいたします。
高知県	<p>【施設管理者の協力等】</p> <p>第9条 こうちあったかパーキング制度に協力する施設管理者は、別記第4号様式による協力施設・事業所登録申出書を知事に提出し、登録を受けるものとする。</p> <p>2 施設管理者は、公共的施設の出入口にできるだけ近いところにこうちあったかパーキング駐車場を設置し、別記第5号様式による駐車スペース案内表示ステッカーを表示するものとする。</p> <p>3 施設管理者は、こうちあったかパーキング駐車場の適正利用について、利用者等に指導等をするものとする。</p> <p>【周知】</p> <p>第10条 県及び施設管理者は、こうちあったかパーキング駐車場の適正利用について、周知に努めるものとする。</p>

府県名	協力内容に係る掲載
福岡県	<p>◆協力施設へのお願い</p> <p>○ 駐車スペースの確保と案内標示（ステッカー）の掲示 登録いただいた駐車施設が、利用証の掲示が必要な駐車施設であることを示す案内標示（ステッカー）を、各施設の状況に応じて、壁や柱、看板、三角コーン（カラーコーン）等を利用して掲示してください。 ステッカーは県で作成し配布いたします。A3サイズのもの、三角コーン用にデザインしたものが 있습니다。2種類のうち、御希望のステッカーをお送りします。</p> <p>～三角コーン（カラーコーン）利用時のお願い～ カラーコーン等を利用してステッカーを掲示する場合は、駐車や車の乗り降りの邪魔にならない位置への設置をお願いします。</p> <p>○ 不適切利用車両及び施設利用者への周知 ふくおか・まごころ駐車場を利用する方には、利用証を車内に掲示していただきます。 利用証の掲示のない車両が駐車していることに気づかれた際は、啓発用チラシ等を利用して、以下のことについて、適宜、周知等をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふくおか・まごころ駐車場」を利用する際には、利用証を掲示していただくこと。 ・障がいのある方・高齢者（要介護者）・難病者・妊産婦・けが人で、交付基準に該当される方には、申請により利用証を交付していること。 <p>○ 啓発用チラシ、ステッカー（破損等のため再配布）が必要な場合 福岡県障がい福祉課が配布（無償）しますので御連絡下さい。</p> <p>○ 新しく駐車場を登録する場合 新しく店舗等を開設した場合、障がい者等用駐車区画を増設する場合、又は、駐車場に余裕があり一般駐車場も「ふくおか・まごころ駐車場」とする場合などは、ぜひ登録をお願いします。</p> <p>○ 登録施設の公表 福岡県のホームページに登録施設を掲示させていただきます。</p>
佐賀県	<p>【協力施設の方へ】 身障者用駐車場を示すステッカーの掲示をお願いします。また、制度の適正利用のため、利用証の掲示がされていない車に対する指導・啓発にご協力をお願いします。</p> <p>※ステッカーが紛失・汚損した場合には、新しいステッカーを送付いたしますので、A2サイズとA3サイズの2種類のうち必要なサイズを県庁社会福祉課までご連絡ください。</p> <p>※施設名や所在地、連絡先が変更された場合や、施設の閉鎖、閉店等の場合には、県庁社会福祉課までご連絡ください。</p>

府県名	協力内容に係る掲載
長崎県	<p>【協力施設登録のお願い】 長崎県では、おもいやり駐車場制度の趣旨にご賛同いただき、ご協力いただける施設を募集しています。 協力施設としてご協力いただける場合は、「長崎県おもいやり駐車場制度協力施設登録申出書」をご記入の上、郵送、FAX又はメールにより長崎県福祉保健課へ提出していただきますようお願いいたします。</p> <p>登録申出書の内容について適当と認めるときは、施設管理者へ長崎県おもいやり駐車場施設登録完了通知書及び駐車場用ステッカー（41.6cm×29.7cm）をお送りしますので、利用者の目につくように駐車場等にご掲示ください。</p> <p>【プラスワン運動のご協力のおお願い】 「プラスワン運動」とは、おもいやり駐車場協力施設の、建物出入口近く等の一般用駐車場（幅2.5から2.7m程度）に、車椅子ユーザーを除くおもいやり駐車場利用者のための駐車場区画（プラスワン駐車場区画）を確保する取組です。</p> <p>おもいやり駐車場利用者によっては、例えば内部障害や妊産婦の方等、駐車場の利用に配慮が必要であっても、乗降にあたって一般駐車場の幅（2.5から2.7m程度）で充分に対応できる場合もあります。</p> <p>おもいやり駐車場利用者が全体的に増えてきた状況を踏まえ、より多くの必要とする方におもいやり駐車場を利用いただくため、県としては、一般駐車場枠を本制度の対象とする「プラスワン運動」に取り組むこととしました。</p> <p>つきましては、プラスワン運動の趣旨をご理解いただき、おもいやり駐車場利用者の区画確保にご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>【協力施設登録の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設より県へ協力施設登録申出書を提出 2. 県にて登録事務手続き 3. 登録事務手続き完了後施設へ登録完了通知及びステッカーを送付 4. 施設の対象駐車場へステッカーを掲示 （施設管理者の協力） <p>第10条 施設管理者は、おもいやり駐車場の適正利用について指導、案内表示等をするものとする。</p>
熊本県	<p>【協力施設にお願いする事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者等用駐車場の近辺に、案内表示資材を掲示してください。（別紙参照） 2 障がい者等用駐車場に、ハートフルパスを表示しない車の駐車がある場合は、県作成のチラシによりハートフルパスの表示や取得を促してください。 3 障がい者等用駐車場の利用状況を把握し、必要に応じ駐車スペースの確保に努めていただきますようお願いいたします。

府県名	協力内容に係る掲載
大分県	<p>【お願いする事項について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 協力駐車スペースのご用意（両方又はいずれか） <ol style="list-style-type: none"> a. 車いす使用者用駐車区画（幅員3.5m以上） 乗降時にドアを全開にする必要がある車いす使用者のための区画 b. プラスワン区画（施設の出入口に近い位置にある通常幅の駐車区画） 広い幅を必要としない歩行困難者用のための区画 2. 協力施設の登録 申込フォーム（URLまたはQRコード）からご登録ください。 裏面「申出書」により、下記届出先までメール、FAXまたは郵送も可 3. 「案内表示」の掲示 県から看板又はステッカーを配付しますので、協力駐車区画付近に掲示してください。 <p>【当制度の適正な利用促進へのお願い】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大分あったか・はーと駐車場の適切な利用に向けた注意喚起等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用証を掲示していない車両が当該駐車場（区画）に駐車している場合は、下記「周知・啓発チラシ（「大分あったか・はーと駐車場」を利用される方へ）」や「周知・啓発用アナウンス」等を活用いただき、注意喚起へのご協力をお願いいたします。 (2) ただし、利用証を所持していないことだけを理由に、障がいのある方など、本来、利用証の交付対象となる方の駐車をお断りする必要はありません。 (3) 利用証の交付対象となる方で、利用証を所持していない方が当該駐車場を利用している場合には、利用証の交付申請を勧めていただきますよう併せてお願いいたします。 2. 路面表示が薄れた場合や看板が破損した場合について 以下の写真のように路面表示が薄れた場合や専用看板が破損した場合は、三角コーン&カバー式看板の配布（無料）を行っております。以下の問合せ先までお気軽に御相談ください。 ※路面表示の更新は承っておりませんので、路面表示継続をご希望の場合は、駐車場管理者ご自身で専門業者等に御相談いただくようお願いいたします。 ※令和4年3月から三角コーン&カバー式看板（プラスチック製）の配布を行っております。 (周知・啓発用チラシ) 当制度の対象駐車場に利用証を掲示していない車が駐車している場合は、次の「適正利用促進への周知・啓発チラシ」を車のフロントガラスに差し置くなどの方法でご活用ください。 (周知・啓発用アナウンス) 当制度の周知及び当制度の対象駐車場の適正利用の促進を目的に、次のアナウンス内容を、施設内放送で読み上げる等の方法でご活用ください。
宮崎県	<p>【協力施設へのお願い事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 制度対象駐車区画の表示 制度対象駐車区画の表示のため、県が配布するステッカーを駐車区画に貼付してください。 車いす利用者優先駐車場用（概ね3.5m幅）、全対象者駐車場用の路面貼付用ステッカー、壁面貼付用ステッカーを用意しています。 (2) 非協力車両への指導（普及啓発チラシの提示）

府県名	協力内容に係る掲載
鹿児島県	<p>【身障者用駐車場利用証制度における協力事項】 当制度の協力施設として参加していただける場合は、下記の協力をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 既存の身障者用駐車場について 貴施設（店舗）の身障者用駐車場を当制度の対象駐車区画として位置付けていただくよう御協力ください。 現在は身障者用駐車場としていない駐車場について （各施設の判断で可能な場合は御協力ください。） 施設出入口付近の駐車場（幅が広くない駐車区画）についても、できる範囲で制度の対象駐車区画として位置付けていただくよう御協力ください。 なお、必ずしも駐車場幅を広げる必要はありません。 対象駐車区画の掲示 対象駐車区画であることが分かるよう、県内統一の案内表示用ステッカー（A2版、A3版）を配布しますので、ステッカーを既存の立て看板等に貼るか若しくは、カラーコーン等を活用して掲示してください。 その他 <ul style="list-style-type: none"> 制度運用開始後、対象駐車区画に利用証を表示していない車両が駐車していた場合には、注意を促してください。 身障者用駐車場等の利用状況を把握し、対象駐車区画の確保に努めてください。 <p>【当制度の対象駐車場を不適正に利用する車輛等への対応について】 （周知・啓発用チラシについて） 当制度の対象駐車場に利用証を掲示していない車が駐車している場合は、次の「不適正利用車両への周知・啓発用チラシ」を、有効期限切れまたは有効期限切れまで2か月以内の利用証を掲示している車が駐車している場合には、次の「有効期限更新の周知・啓発用チラシ」を、オレンジ色の利用証で有効期限が満了している、もしくは期限のシールがない場合には「オレンジ色利用証の有効期限超過等お知らせチラシ」を車のワイパーに挟む等の方法により御活用ください。 なお、「不適正利用車両への周知・啓発用チラシ」と「有効期限更新の周知・啓発用チラシ」はそれぞれ、A4サイズの用紙に印刷した後、半分に切って御活用ください。 （周知・啓発用アナウンスについて） 当制度の周知及び当制度の対象駐車場の適正利用の促進を目的に、次のアナウンスを作成しましたので、施設内放送で流す等の方法により御活用ください。</p>
沖縄県	<p>【協力区画の案内表示】 ご登録いただいた協力区画は、制度対象区画であることがわかるように専用の案内表示が必要となります。 案内表示用の看板用ステッカー（A2サイズ・A3サイズ）、カラーコーン用ステッカーを県から郵送しますので、届きましたら表示をお願いします。 床面塗装による表示（区画運用マニュアルP7）をご検討の方は、沖縄県の路面シートデザインをご使用ください。</p> <p>【協力区画の適切な管理】 利用証の掲示のない車両が協力区画に駐車している場合には、注意喚起チラシをワイパーに挟み込むなど、本制度の周知につきましてご協力をお願いします。 この制度は、障害者等用駐車区画の適正利用を図ることを目的としたもので、利用証を掲示せずに区画を利用した方を罰することは目的としていません。 利用証を持たない方の中にも、区画の利用が必要な方がいることも考えられます。 その様な場合には、区画の利用を禁じるなどの画一的な取扱いはずらずに、本制度の周知にご協力をいただきますようお願いいたします。</p>

- (注) 1 記載内容については、各府県担当課に確認いただいた上、記載している。
2 新潟県、富山県及び石川県については、パーキング・パーミット制度を導入しているが、令和6年能登半島地震による被害を考慮して、今回、当局から3県に対する照会を実施しておらず、本資料には掲載していない。